

## 平成17年度北海道一般会計予算

平成17年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,930,666,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

# 歳 入 歳 出 予 算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		520,235,828
	1 道 民 税	109,394,413
	2 事 業 税	115,174,480
	3 地 方 消 費 税	74,678,609
	4 不 動 産 取 得 税	18,544,989
	5 道 た ば こ 税	14,430,594
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,809,219
	7 自 動 車 税	89,714,944
	8 鉦 区 税	28,350
	9 自 動 車 取 得 税	18,072,790
	10 軽 油 引 取 税	76,957,142
	11 狩 猟 税	136,730

款	項	金額
	12 核 燃 料 税	293,348
	13 旧 法 に よ る 税	220
2 地 方 消 費 税 清 算 金		114,937,567
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	114,937,567
3 地 方 讓 与 税		46,610,000
	1 所 得 讓 与 税	29,900,000
	2 地 方 道 路 讓 与 税	15,390,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	1,090,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 税	230,000
4 地 方 特 例 交 付 金		35,000,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	35,000,000
5 地 方 交 付 税		692,000,000
	1 地 方 交 付 税	692,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,930,000

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	1,930,000
7 分担金及び負担金		38,182,974
	1 分担金	3,020,841
	2 負担金	35,162,133
8 使用料及び手数料		34,609,985
	1 使用料	23,194,993
	2 手数料	770,433
	3 証紙収入	10,644,559
9 国庫支出金		427,273,230
	1 国庫負担金	137,592,589
	2 国庫補助金	283,275,834
	3 委託金	6,404,807
10 財産収入		7,518,732
	1 財産運用収入	4,644,387

款	項	金額
	2 財産売却収入	2,874,345
11 寄附金		125,334
	1 寄附金	125,334
12 繰入金		99,274,775
	1 特別会計繰入金	3,242,998
	2 基金繰入金	96,031,777
13 繰越金		8,000,000
	1 繰越金	8,000,000
14 諸収入		281,769,810
	1 延滞金、加算金及び過料	1,539,013
	2 預金利息	33,114
	3 貸付金収入	259,634,491
	4 受託事業収入	4,311,957
	5 収益事業収入	9,148,000

款	項	金額
	6 雜 入	7,103,235
15 道 債		623,198,333
	1 道 債	623,198,333
歲 入 合 計		2,930,666,568

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,721,074
	1 議 会 費	3,721,074
2 総 務 費		243,647,757
	1 総 務 管 理 費	98,362,809
	2 徴 税 費	98,184,199
	3 学 事 宗 務 費	39,171,707
	4 防 災 費	1,009,123
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,080,525
	6 危 機 管 理 費	21,013
	7 領 土 復 帰 対 策 費	867,774
	8 会 計 管 理 費	1,011,678
	9 札 幌 医 科 大 学 費	2,665,147
10 選 挙 費	290,601	

款	項	金額
	11 人事委員会費	304,606
	12 監査委員費	678,575
3 知事政策費		2,123,289
	1 知事政策管理費	1,554,327
	2 政策企画費	60,227
	3 国際交流費	508,735
4 企画振興費		47,003,722
	1 企画振興管理費	5,558,258
	2 計 画 費	22,892,081
	3 地域振興費	10,190,062
	4 地域主権推進費	15,239
	5 交通企画費	5,340,161
	6 I T 推進費	3,007,921
5 環境生活費		8,976,823

款	項	金額
	1 環境生活管理費	4,544,448
	2 環境政策費	336,457
	3 環境保全費	814,757
	4 循環型社会推進費	272,149
	5 自然環境費	655,639
	6 文化振興費	853,478
	7 生活振興費	882,887
	8 青少年対策費	233,463
	9 女性対策費	211,071
	10 交通安全対策費	172,474
6 保健福祉費		271,302,717
	1 保健福祉管理費	32,720,563
	2 子ども未来づくり推進費	23,293,479
	3 国民健康保険費	80,993,914

款	項	金額
	4 医療政策費	7,368,150
	5 疾病対策費	17,740,361
	6 地域保健費	2,137,779
	7 食品衛生費	1,399,302
	8 医務薬務費	117,076
	9 地域福祉費	16,716,842
	10 高齢者保健福祉費	6,166,728
	11 介護保険費	35,794,708
	12 障害者保健福祉費	11,631,654
	13 保護費	35,210,452
	14 災害救助費	11,709
7 経 済 費		199,251,351
	1 経 済 管 理 費	7,165,655
	2 経 済 政 策 費	27,684

款	項	金額
	3 新産業振興費	158,498
	4 資源エネルギー費	3,108,006
	5 産業立地費	18,661,499
	6 商工振興費	9,911,418
	7 産業支援費	265,294
	8 商業経済交流費	539,710
	9 金融費	155,071,384
	10 雇用対策費	591,606
	11 労政福祉費	100,480
	12 人材育成費	2,247,353
	13 観光費	581,513
	14 工鉱業試験調査費	291,999
	15 労働委員会費	529,252
8 農政費		219,393,345

款	項	金額
	1 農政管理費	17,153,488
	2 農地調整費	3,760,359
	3 農業經濟費	10,474,064
	4 土地改良指導費	69,793,217
	5 農業改良普及費	1,307,227
	6 構造改善費	12,701,800
	7 農村計画費	399,440
	8 農業農村整備事業費	93,119,145
	9 道産食品安全費	1,138,669
	10 農産園芸費	4,081,051
	11 酪農畜産費	3,885,283
	12 農業企画費	65,401
	13 農業試験費	1,514,201
9	水産林務費	106,780,094

款	項	金額
	1 水産林務管理費	13,378,453
	2 森林環境費	2,856,076
	3 企画調整費	346,828
	4 水産経営費	4,765,369
	5 水産振興費	1,880,658
	6 漁港漁村費	41,214,865
	7 漁業管理費	1,099,743
	8 漁業指導費	998,456
	9 木材振興費	555,303
	10 森林計画費	4,759,251
	11 林業振興費	7,285,629
	12 森林整備費	7,648,263
	13 治山費	15,657,630
	14 水産林業試験研究費	4,333,570

款	項	金額
10 建設費		400,503,208
	1 建設管理費	69,007,016
	2 道路橋りょう費	178,175,366
	3 河川費	71,916,428
	4 空港港湾費	6,567,183
	5 砂防海岸費	24,554,194
	6 建築指導費	2,663,882
	7 住宅費	11,755,455
	8 都市環境費	29,666,125
	9 公園下水道費	6,002,499
	10 まちづくり推進費	97,383
11 営繕費	97,677	
11 警察費		143,502,784
	1 警察管理費	133,719,874

款	項	金額
	2 警察活動費	3,678,138
	3 交通安全施設費	6,104,772
12 教育費		527,403,426
	1 教育総務費	21,757,699
	2 小学校費	203,353,609
	3 中学校費	120,638,275
	4 高等学校費	129,708,603
	5 特殊学校費	45,818,173
	6 学校教育費	1,101,614
	7 社会教育費	2,716,842
	8 保健体育費	2,308,611
13 災害復旧費		9,092,644
	1 農地開発施設災害復旧費	254,570
	2 水産林業施設災害復旧費	3,749,371

款	項	金額
	3 土木施設災害復旧費	5,088,703
14 公債費		662,092,796
	1 公債費	662,092,796
15 諸支出金		85,671,538
	1 繰出金	8,002,194
	2 諸費	77,669,344
16 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,930,666,568

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
北海道火災共済協同組合の共済事業の損失補償に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	1,000,000
平成17年度中小企業総合振興資金融資保証に伴う保証料の補給に関する債務負担行為	平成17年度から平成27年度まで	431,030
平成17年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成17年度から平成29年度まで	564,000
平成17年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成17年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に係る北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成17年度農地保有合理化促進事業に関する債務負担行為	利子補給	平成17年度から平成27年度まで 668,814
	損失補償	平成17年度から平成28年度まで 12,498,106
平成17年度法人経営出資育成事業に関する債務負担行為	利子補給	平成17年度から平成32年度まで 9,135
	損失補償	平成17年度から平成33年度まで 122,538

事 項	期 間	限 度 額
平成17年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成17年度から平成37年度まで	514,366
平成17年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成42年度まで	527,843
平成17年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成17年度から平成32年度まで	706,585
平成17年度21世紀農業フロンティア資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成29年度まで	75,886
平成17年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成28年度まで	146,252
平成17年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成28年度まで	3,805
平成17年度食料・環境基盤緊急確立対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成26年度まで	3,131,372
平成17年度経営構造改革緊急加速リース支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成17年度から平成36年度まで	1,311,878
とち高高原の里地区中山間地域総合整備事業に係る農業集落環境管理施設建設工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	810,000
小平地区中山間地域総合整備事業に係る農業集落環境管理施設建設工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	150,000
平成17年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	20,493
平成17年度家畜排せつ物利活用施設整備特別支援対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成29年度まで	1,043,149
平成17年度大家畜経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成42年度まで	81,443
平成17年度養豚経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成32年度まで	632

事 項	期 間	限 度 額
平成17年度軽種馬経営強化改善資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成37年度まで	12,316
平成17年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成17年度から平成38年度まで	750,840
平成17年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成17年度から平成33年度まで	71,250
平成17年度水産加工経営改善促進資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	35,732
平成17年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 660,000千円 以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
道道紋別丸瀬布線トンネル工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成20年度まで	4,640,000
道道札幌夕張線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	1,900,000
道道栗沢南幌線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	2,350,000
厚幌ダム付替道路工事に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	940,000
平成17年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	178,200

事 項	期 間	限 度 額
平成17年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成17年度から平成19年度まで	6,929,000
平成17年度過疎下水道代行事業に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	600,800
平成17年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成17年度から平成41年度まで	591,293
平成17年度教職員宿舎の購入に関する債務負担行為	平成17年度から平成37年度まで	190,849
平成17年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	2,734,338
平成17年度建設に係る特殊学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	1,598,838
平成17年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成17年度から平成27年度まで	元金について 1,248,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学 整備学費	115,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道州制北海道 モデル事業 推進事業費	8,388,000	同上	10%以内	同上
地域総合整備 資金貸付費	800,000	同上	10%以内	同上
北海道新幹線 整備事業費	900,000	同上	10%以内	同上
石狩東部広域 水道対策費	15,000	同上	10%以内	同上
石狩西部広域 水道対策費	176,000	同上	10%以内	同上
社会福祉 施設整備費	603,000	同上	10%以内	同上
保健所整備費	497,000	同上	10%以内	同上
すべての人に やさしいまちづくり 推進事業費	66,000	同上	10%以内	同上
産業立地 推進費	1,695,000	同上	10%以内	同上
農地 対策整備費	91,333	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄土地改良費	29,067,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良費	15,318,000	同上	10%以内	同上
農用地造成費	1,013,000	同上	10%以内	同上
農地防災費	2,381,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備費	1,274,000	同上	10%以内	同上
農道等整備費	1,439,000	同上	10%以内	同上
農道別業整備策費	1,816,000	同上	10%以内	同上
家畜保健衛生所費	14,000	同上	10%以内	同上
農業試験場費	136,000	同上	10%以内	同上
水産基盤費	11,386,000	同上	10%以内	同上
直轄特漁定場費	4,052,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸費	1,341,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸整備費	342,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業費	1,201,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道別業整備策費	146,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	7,551,000	同上	10%以内	同上
直轄治山費	148,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備費	1,515,000	同上	10%以内	同上
水産試験場費	1,931,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	1,029,000	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路路費	56,503,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道管路維持費	5,689,000	同上	10%以内	同上
道路新設費	17,279,000	同上	10%以内	同上
積雪寒対策冷費	5,471,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町村道費	1,607,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備事業	26,602,000	同上	10%以内	同上
みどりの道づくり特別事業	91,000	同上	10%以内	同上
直轄河川費	21,700,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	14,616,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備事業	4,273,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,363,000	同上	10%以内	同上
直轄空港費	230,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	228,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防費	1,291,000	同上	10%以内	同上
砂防費	6,773,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備事業	1,299,000	同上	10%以内	同上
災害関連費	784,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄海岸費	157,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
海岸保全費	1,604,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全特別費	1,233,000	同上	10%以内	同上
公営住宅建設費	5,097,000	同上	10%以内	同上
土地区画整理費	25,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め8年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
街路事業費	10,711,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時街路整備特別費	2,806,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	1,692,000	同上	10%以内	同上
下水道費	306,000	同上	10%以内	同上
警察施設費	414,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設費	1,005,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校校費 施設整備	7,529,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特殊学 施設整備 校費	1,139,000	同上	10%以内	同上
情報処理教育費 設備整備	150,000	同上	10%以内	同上
耕地災 復旧 害費	26,000	同上	10%以内	同上
水産災 復旧 害費	6,000	同上	10%以内	同上
漁港災 復旧 害費	166,000	同上	10%以内	同上
林道災 復旧 害費	5,000	同上	10%以内	同上
森林災 復旧 害費	169,000	同上	10%以内	同上
治山災 復旧 害費	612,000	同上	10%以内	同上
土木災 復旧 害費	1,001,000	同上	10%以内	同上
借換債	232,000,000	同上	10%以内	同上
住民税 減税補てん 等債	7,300,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行っ	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			た後においては、当該見直し後の利率)	
臨時財政	84,800,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合計	623,198,333			

## 平成17年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計予算

平成17年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,651,510千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第 1 表

# 歳 入 歳 出 予 算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		17,479,202
	1 使用料	17,403,084
	2 手数料	76,118
2 国庫支出金		189,520
	1 国庫補助金	189,520
3 財産収入		100
	1 財産売払収入	100
4 繰入金		3,527,753
	1 一般会計繰入金	3,527,753
5 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
6 諸収入		270,935

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	157,153
	4 雑 入	113,780
7 道 債		884,000
	1 道 債	884,000
歳 入 合 計		22,651,510

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病 院 費		20,927,073
	1 病 院 管 理 費	10,334,393
	2 病 院 事 業 費	10,592,680
2 公 債 費		1,710,817
	1 公 債 費	1,710,817
3 諸 支 出 金		13,620
	1 繰 出 金	13,620
歳 出 合 計		22,651,510

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学附属病院	884,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成17年度北海道公債管理特別会計予算

平成17年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,407,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		789,146
	1 財 産 運 用 収 入	789,146
2 繰 入 金		449,618,590
	1 一 般 会 計 繰 入 金	324,533,451
	2 基 金 繰 入 金	125,085,139
歳 入	合 計	450,407,736

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		450,407,736	
	1 公 債 費	450,407,736	
歳 出 合 計			450,407,736

議案第4号

平成17年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算

平成17年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,377,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,919,706
	1 使用料	1,918,576
	2 手数料	1,130
2 繰入金		1,416,849
	1 一般会計繰入金	1,416,849
3 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
4 諸収入		987
	1 預金利息	18
	2 雑収入	969
歳 入 合 計		3,377,542

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 センター費		2,957,666
	1 センター管理費	1,905,949
	2 センター事業費	1,051,717
2 公債費		180,463
	1 公債費	180,463
3 諸支出金		239,413
	1 繰出金	239,413
歳 出 合 計		3,377,542

議 案 第 5 号

平成17年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成17年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,254,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

# 歳 入 歳 出 予 算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		140,731
	1 一 般 会 計 繰 入 金	140,731
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		834,289
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 収 入	735,990
	3 雑 入	98,298
4 道 債		279,461
	1 道 債	279,461
歳 入 合 計		1,254,491

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費		1,254,491
	1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,254,491
歳 出 合 計			1,254,491

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	279,461	国庫からの借入れによる。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

議 案 第 6 号

平成17年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成17年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ690,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		73,000
	1 財 産 運 用 収 入	6,000
	2 財 産 売 払 収 入	67,000
2 繰 入 金		3,100
	1 基 金 繰 入 金	3,100
3 諸 収 入		614,500
	1 一 般 会 計 借 入 金	614,500
歳 入 合 計		690,600

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		690,600	
	1 公 債 費	690,600	
歳 出 合 計			690,600

## 平成17年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成17年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,929千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		50,201
	1 財 産 運 用 収 入	201
	2 財 産 売 払 収 入	50,000
2 諸 収 入		136,728
	1 一 般 会 計 借 入 金	136,728
歳 入	合 計	186,929

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		186,929	
	1 公 債 費	186,929	
歳 出 合 計			186,929

## 平成17年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成17年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,856,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		275,743
	1 一 般 会 計 繰 入 金	275,743
2 繰 越 金		589,701
	1 繰 越 金	589,701
3 諸 収 入		4,428,179
	1 預 金 利 子	4
	2 貸 付 金 収 入	4,126,582
	3 雑 収 入	301,593
4 道 債		563,084
	1 道 債	563,084
歳 入 合 計		5,856,707

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 中小企業近代化資金貸付事業費			1,749,312
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,749,312
2 公債費			2,931,528
	1 公債費		2,931,528
3 諸支出金			1,175,867
	1 繰出金		1,175,867
歳 出 合 計			5,856,707

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	563,084	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.50%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成17年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成17年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,812,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、308,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		391,758
	1 一 般 会 計 繰 入 金	391,758
2 繰 越 金		225,692
	1 繰 越 金	225,692
3 諸 収 入		1,491,948
	1 預 金 利 子	3
	2 貸 付 金 収 入	1,491,831
	3 雑 入	114
4 道 債		702,773
	1 道 債	702,773
歳 入 合 計		2,812,171

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付事業費		1,233,903
	1 農業改良資金貸付事業費	1,233,903
2 就農支援資金貸付事業費		860,668
	1 就農支援資金貸付事業費	860,668
3 公 債 費		478,400
	1 公 債 費	478,400
4 諸 支 出 金		239,200
	1 繰 出 金	239,200
歳 出 合 計		2,812,171

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付 事業費	217,621	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め13年以内において、貸付対象者からの償還金を農業改良資金助成法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。
就農支援資金貸付 事業費	485,152	同 上	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。
合 計	702,773			

## 平成17年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成17年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,445
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,445
2 繰 越 金		102,511
	1 繰 越 金	102,511
3 諸 収 入		247,519
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 収 入	247,499
	3 雑 入	10
歳 入	合 計	356,475

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	356,475	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	356,475	
歳 出 合 計			356,475

## 平成17年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成17年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		9,182
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,182
2 繰 越 金		110,030
	1 繰 越 金	110,030
3 諸 収 入		341,593
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 収 入	341,433
	3 雑 入	159
歳 入 合 計		460,805

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費		459,372
	1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	459,372
2	林業就業促進資金 貸付事業費		1,433
	1	林業就業促進資金 貸付事業費	1,433
歳 出 合 計			460,805

## 平成17年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成17年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,038,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		223,294
	1 使用料	223,294
2 繰入金		141,169
	1 一般会計繰入金	141,169
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		574,520
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預金利子	37
	3 一般会計借入金	526,434
	4 雑入	48,039
5 道債		99,000

款	項	金 額
	1 道 債	99,000
歳 入 合 計		1,038,083

--	--	--

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		218,333	
	1 公共下水道事業費	218,333	
2 公 債 費		816,725	
	1 公 債 費	816,725	
3 諸 支 出 金		3,025	
	1 繰 出 金	3,025	
歳 出 合 計			1,038,083

第 2 表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	99,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成17年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成17年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,057,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		759,987
	1 負担金	759,987
2 国庫支出金		2,210,000
	1 国庫補助金	2,210,000
3 繰入金		1,947,284
	1 一般会計繰入金	1,947,284
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		11,408
	1 預金利子	10
	2 雑収入	11,398
6 道債		1,129,000

款	項	金額
	1 道 債	1,129,000
歳 入 合 計		6,057,779

--	--	--

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		3,722,877	
	1 流域下水道事業費	3,722,877	
2 公 債 費		2,319,324	
	1 公 債 費	2,319,324	
3 諸 支 出 金		15,578	
	1 繰 出 金	14,578	
	2 諸 費	1,000	
歳 出 合 計			6,057,779

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成17年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成17年度から平成18年度まで	960,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	1,129,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

## 平成17年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成17年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,693,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,390
	1 財 産 運 用 収 入	2,390
2 繰 入 金		145,280
	1 一 般 会 計 繰 入 金	145,280
3 諸 収 入		56,546,109
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	28,435,109
歳 入 合 計		56,693,779

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費		28,111,000
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000
2	公 債 費		28,582,779
	1	公 債 費	28,582,779
歳 出 合 計			56,693,779

## 平成17年度北海道地方競馬特別会計予算

平成17年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,114,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第 1 表

## 歳 入 歳 出 予 算

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		7,269
	1 手 数 料	7,269
2 財 産 収 入		3,137
	1 財 産 運 用 収 入	3,137
3 寄 附 金		55,000
	1 寄 附 金	55,000
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		16,049,109
	1 預 金 利 子	100
	2 収 益 事 業 収 入	13,104,627
	3 一 般 会 計 借 入 金	1,080,909

款	項	金額
	4 雜 入	1,863,473
歲 入 合 計		16,114,525

--	--	--

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 競 馬 費		15,958,254
	1 競 馬 総 務 費	94,138
	2 競 馬 開 催 費	15,864,116
2 諸 支 出 金		156,271
	1 繰 出 金	14,859
	2 納 付 金	141,412
歳 出 合 計		16,114,525

平成17年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	7 病院
(2) 病 床 数	1,264 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	344,560 人
外 来	594,384 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	944 人
外 来	2,436 人
(5) 主要な建設改良事業	
病院建設事業	2,755,116 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業	収益	17,226,138	千円
第1項 医業	収益	12,979,094	千円
第2項 医業外	収益	4,240,044	千円
第3項 特別	利益	7,000	千円
	支	出	
第1款 病院事業	費用	19,949,403	千円
第1項 医業	費用	18,685,275	千円
第2項 医業外	費用	775,772	千円
第3項 特別	損失	488,356	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 資本的収入	4,305,809 千円
第1項 企業債	2,917,000 千円
第2項 長期借入金	374,459 千円
第3項 他会計負担金	1,014,350 千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,305,809 千円
第1項 建設改良費	3,266,749 千円
第2項 企業債償還金	1,039,060 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 2,917,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,173,854 千円

(2) 交際費 120 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,290,405千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

区分	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	建物	寿都病院庁舎 寿都郡寿都町	2,632.49平方メートル	譲与
		職員公宅 寿都郡寿都町	508.68平方メートル	

## 平成17年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |             |        |
|---------------|-------------|--------|
| (1) 年間販売電力量   | 284,230,000 | キロワット時 |
| (2) 主要な建設改良事業 |             |        |
| シューパロ発電所建設事業  | 95,101      | 千円     |
| 発電中央制御機器改良事業  | 295,661     | 千円     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益	3,580,785	千円
第1項 営業収益	3,566,755	千円
第2項 財務収益	2,631	千円
第3項 営業外収益	11,399	千円
	支	出
第1款 電気事業費用	3,164,340	千円
第1項 営業費用	2,110,965	千円
第2項 財務費用	916,481	千円
第3項 営業外費用	136,767	千円
第4項 特別損失	127	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,465,846千円は、過年度分損益勘定留保資金1,767,565千円、当年度分損益勘定留保資金680,943千円及び当年度資本的収支調整額17,338千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	247,273 千円
第1項 企 業 債	213,000 千円
第2項 補 助 金	8,047 千円
第3項 負 担 金	26,226 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,713,119 千円
第1項 建 設 改 良 費	407,268 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,305,851 千円
第3項 投 資	1,000,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
シューパロ発電所建設事業	千円 72,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
発電中央制御機器改良事業	141,000	同 上	10%以内	同 上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	616,228 千円
(2) 交 際 費	325 千円

平成17年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	66	箇所
(2) 年間総給水量	84,606,571	立方メートル
(3) 一日平均給水量	233,076	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	780,957	千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	40,278	千円
苫小牧地区第一工業用水道配水管移設事業	339,280	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金233,133千円を借り入れる。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	1,625,832	千円	
第1項 営業収益	1,625,534	千円	
第2項 営業外収益	298	千円	
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	1,957,734	千円	
第1項 営業費用	1,575,562	千円	
第2項 営業外費用	376,934	千円	
第3項 特別損失	5,238	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額493,950千円は、過年度分損益勘定留保資金130,922千円、当年度分損益勘定留保資金324,639千円及び当年度資本的収支調整額38,389千円で補てんするものとする。）。

取 入

第1款 資本的取入	3,544,616	千円
第1項 企業債	1,562,000	千円
第2項 補助金	13,200	千円
第3項 負担金	8,774	千円
第4項 他会計からの出資金	40,278	千円
第5項 他会計からの長期借入金	1,920,364	千円

支 出

第1款 資本的支出	4,038,566	千円
第1項 建設改良費	1,374,584	千円
第2項 企業債償還金	2,663,982	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
苫小牧東部地区水道業 第一工設	千円 28,000	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区水道業 第一水管移設	339,000	同上	10%以内	同上
工業用水道事業 経営健全化対策債 借	1,195,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、770,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	394,447	千円
(2) 交際費	175	千円